

奈井江町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月策定

(令和 4 年 3 月一部改訂)

奈 井 江 町

目 次

第1章 公共施設等総合管理計画とは

1. 公共施設等総合管理計画策定に当たって	3
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画期間	4
4. 対象範囲	5
5. 取組体制	6

第2章 本町の現状

1. 位置・面積	9
2. 人口動向	10
3. 財政状況	11
4. 対象施設	12
5. 更新費用試算	14
6. 長寿命化対策の効果額の試算	16
7. 対象施設の現状と課題	17

第3章 公共施設等総合管理計画の基本方針

1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	21
2. 実施方針	22
3. フォローアップの実施方針	29

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針	33
2. 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針	55

第1章

公共施設等総合管理計画とは

-  1. 公共施設等総合管理計画策定に当たって
-  2. 計画の位置づけ
-  3. 計画期間
-  4. 対象範囲
-  5. 取組体制

1. 公共施設等総合管理計画策定に当たって

これまで我が国においては、高度成長期から急激な人口増加と社会変化に対応するため、数多くの公共施設等の整備が進められてきましたが、老朽化が進み、公共施設等の大規模改修や修繕、建て替えなどの対策が大きな課題となっています。

地方公共団体においても、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想され、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

このため国は、インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、地方公共団体の役割を示すとともに、平成26年4月には各地方公共団体に対し、国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組むよう要請を行いました。

全国的な傾向と同様に、本町が所有する公共施設等についても、既に更新時期を迎えたものや、早急な老朽化対策が必要なものが数多く存在し、今後、多額の維持修繕及び更新費用が必要となることが見込まれます。このことは、本町の行財政運営における重要な課題であり、これを単純に施設の総量縮小やコスト削減のみで対処するのではなく、まちづくりを再考する好機ととらえて公共施設等の見直しと適正配置を推進し、持続可能で豊かなまちをどのように形成していくのか、町としての知恵と工夫を発揮することが求められています。

こうした状況を踏まえ、「皆で考え、共に町を創る」という不断の改革の姿勢を持ち、町民とともに、真に必要な公共施設サービスのあり方を検討するための指針として、「奈井江町公共施設等総合管理計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

この計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画であるとともに、「奈井江町まちづくり計画」を上位計画として、個別施設計画の基本的な方針や考え方を示すものであり、具体的な施設のあり方については、個別施設計画に委ねることとします。

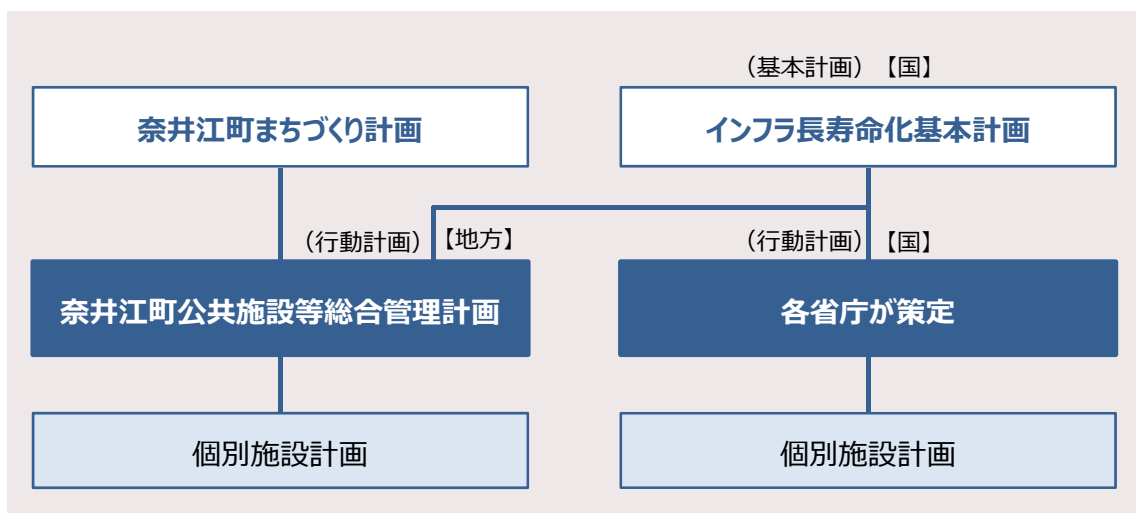


図 本計画の位置づけ

3. 計画期間

平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間とし、必要に応じて適宜見直しを行います。

4. 対象範囲

本計画は、本町が所有する財産のうち、建築系公共施設及び土木系公共施設を含む全ての公有財産を対象とします。



図 本計画の対象範囲

5. 取組体制

(1) 取組体制の構築

奈井江町行政推進会議を本計画の推進組織として位置づけ、全庁的な公共施設等マネジメントの推進を図るとともに、必要に応じて方針の改定や目標の見直しを行います。

また、本計画の管理組織として、財産管理、企画、財政の担当職員で構成する公共施設等マネジメント対策チームを設置し、庁内関係各課との連携及び調整を図りながら、本計画の適切な管理を進めます。

(2) 町民との協働

町民と公共施設等に関する問題意識の共有化を図るとともに、協働により問題解決に取り組んでいきます。

(3) 職員の意識改革

全庁的に計画を推進するためには、職員の意識改革が必要になります。公共施設等に関する現状を全職員が把握するとともに、既存施設をいかに効率的・効果的に活用できるかといった創意工夫の意識を持てるよう、より一層の意識改革に努めます。

第2章

本町の現状

(平成 29 年 3 月現在)

- ▶ 1. 位置・面積
- ▶ 2. 人口動向
- ▶ 3. 財政状況
- ▶ 4. 対象施設
- ▶ 5. 更新費用試算
- ▶ 6. 長寿命化対策の効果額の試算
- ▶ 7. 対象施設の現状と課題

1. 位置・面積

本町は、空知地方中部、石狩平野のやや北部にあり、北海道の2大都市である札幌市まで68 km、旭川市まで68.8 kmとほぼ中間に位置し、生活環境、農工生活消費流通、企業立地等の面でも充実しています。東部は夕張山系によって芦別市に、西部は石狩川によって浦臼町と新十津川町に隣接しており、南部は美唄市に、北部は砂川市に隣接しています。

交通は、国道12号線、JR 函館本線が本町の中央を通っています。また、中心部から車で約10分の距離に奈井江・砂川インターチェンジがあり、道央自動車道が南北に縦断しています。

■位置：東経141度52分／北緯43度25分

■面積：88.19 km²

■広ぼう：東西18.9 km／南北9.9 km



図 奈井江町位置図

2. 人口動向

本町の人口は、1980 年以降減少傾向が続いており、2010 年には 6,194 人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所によると、本町の人口は今後も減少傾向が続き、2040 年には 3,173 人、2060 年には 1,752 人になると推計されます。

年齢区分の構成比でみると、年少人口比は 1990 年に高齢人口比を下回った後も減少傾向が続き、2060 年には 4.0% となります。

生産年齢人口比は 1995 年以降減少傾向となっていました、2045 年以降横ばいから微増傾向に転じ、2060 年には 40.0% となります。

高齢人口比は 1980 年以降増加傾向となっており、2030 年に生産年齢人口比を上回った後も増加傾向が続き、2045 年以降は横ばい傾向に転じ、2060 年には 56.0% となります。

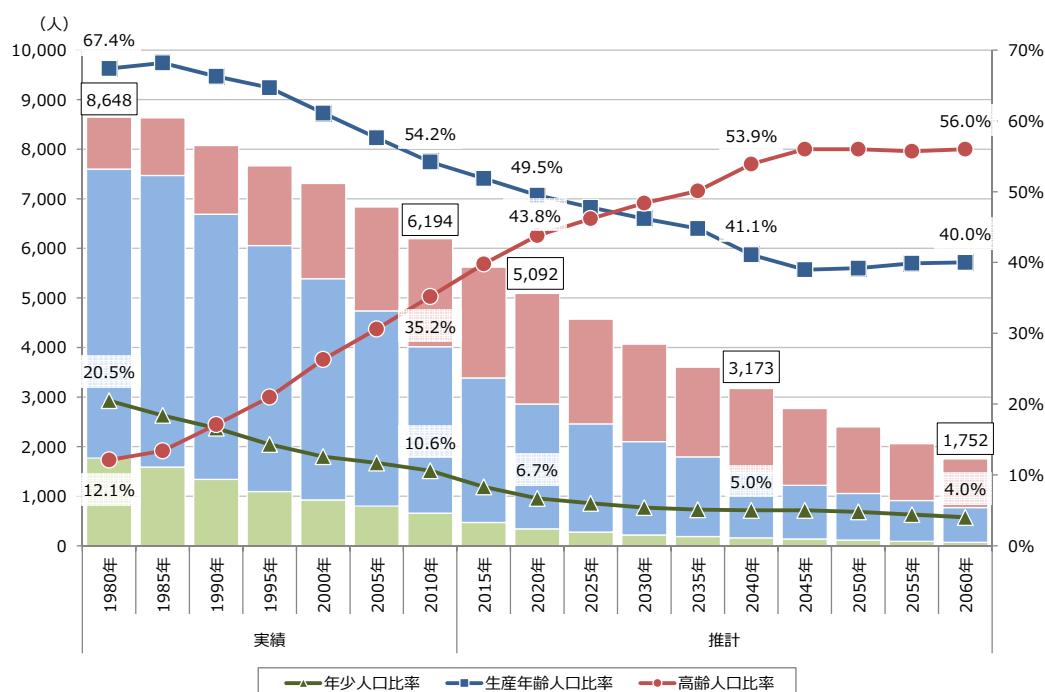


図 人口の推移

奈井江町人口ビジョン

3. 財政状況

(1) 歳入

本町の歳入総額は、年によって増減があるものの、2006年度以降約50億円前後で推移しています。2015年度の総額は4,923,827千円となっており、前年度に比べ24,522千円の減少となっています。

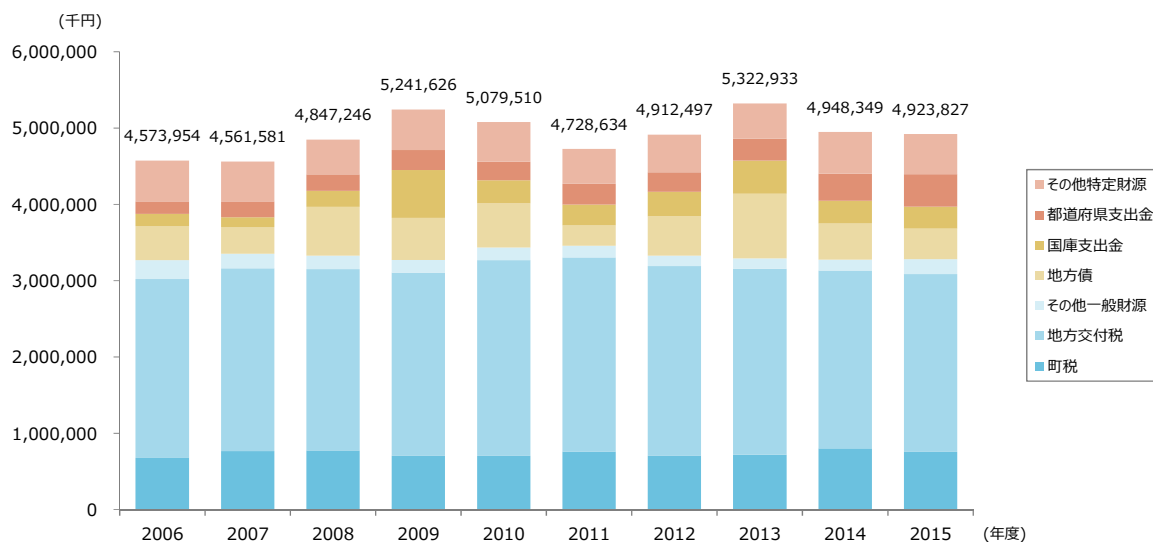


図 歳入の推移

(2) 歳出

本町の歳出総額は、2006年度以降45～50億円程度で推移しています。

費用科目別では、扶助費の増加が続いており、2006年度から2015年度にかけて約1.9倍に増加しています。

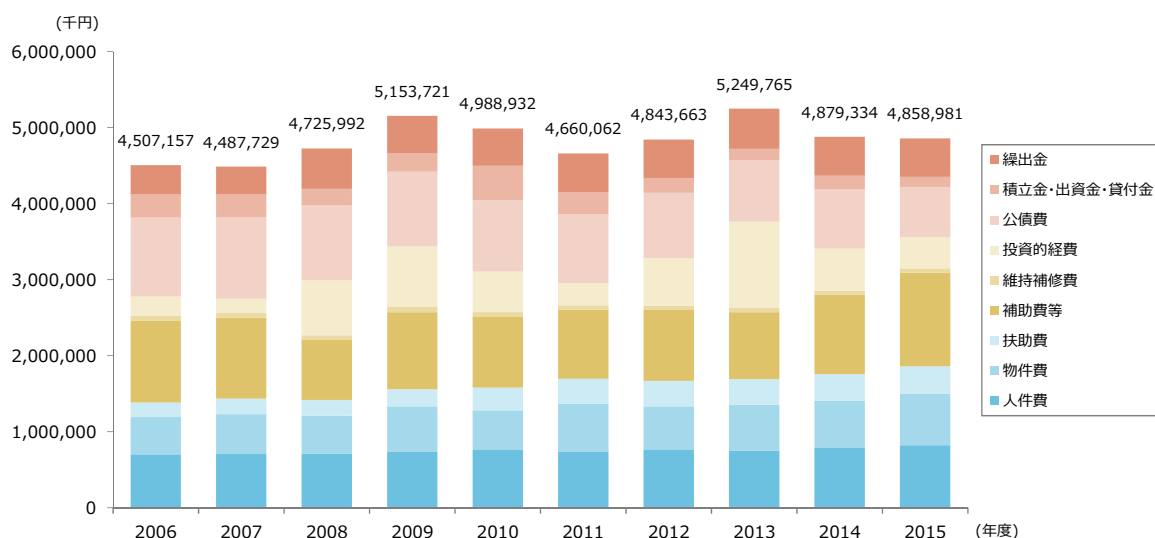


図 歳出の推移

4. 対象施設

(1) 対象施設

原則、本町の所有する全ての公共施設等を対象とします。

ただし、延床面積 50 ㎡以下の建築物については除外しています。

(2) 施設の分類

主な建築系公共施設、土木系公共施設を下表に基づいて分類しました。

表 対象施設の分類表（平成 29 年 3 月現在）

大分類	分類	施設名
建築系公共施設	社会福祉施設	向ヶ丘生活館／東町生活館 老人福祉寮「かおる荘」／老人保健施設「健寿苑」 老人総合福祉施設「やすらぎの家」 高齢者生活福祉センター「ひだまり」
	児童福祉施設	東町児童館／南町児童館／北町児童館 認定こども園／子育て支援センター
	環境衛生施設	葬斎場／一般廃棄物最終処分場
	保健医療施設	保健センター／町立国民健康保険病院
	農業施設	農産物加工実習室／土壌分析室 奈井江排水機場／高島排水機場／米穀乾燥調製貯蔵施設
	観光施設	ないえ温泉／農業構造改善センター／屋内体育センター 地域交流センター（道の駅）／にわ山森林自然公園
	公園施設	東町 5 区遊園地／なかよし公園／南町公園／白樺公園／本町公園 住友公園／寿公園／みのり遊園地／茶志内公園／ライマン公園
	学校施設	奈井江中学校／奈井江小学校
	文化施設	公民館／図書館／郷土館／陶芸センター／文化ホール
	体育施設	本町公園野球場／本町公園テニスコート／体育館／体育館テニスコート 寿公園サッカー場（土・芝）／寿公園パークゴルフ場／町民プール
	集会施設	南町コミュニティ会館／北町コミュニティ会館／東町コミュニティ会館 交流プラザ「みなクル」
	住宅施設	公営住宅／町職員住宅／教職員住宅／医師住宅 サービス付高齢者向け住宅「あんしん」
	公用施設	役場庁舎／車庫棟／防災倉庫等
	用途廃止施設	旧消防庁舎、旧江南小学校、旧向ヶ丘共同浴場
土木系公共施設	道路	町道／農道／林道
	下水道	
	橋梁	
	河川・排水路	

(3) 施設の現状

本町の建築系公共施設は全体で 181 施設、総延床面積 93,842 ㎡となっており、分類ごとの延床面積の割合は、住宅施設が 38.0%、学校施設が 10.5%、社会福祉施設が 9.5%となっています。

表 施設分類ごとの施設数と延床面積

大分類	施設数	延床面積 (㎡)
社会福祉施設	6	8,873
児童福祉施設	5	1,631
環境衛生施設	2	1,577
保健医療施設	2	5,886
農業施設	7	4,702
観光施設	5	5,606
学校施設	2	9,898
文化施設	5	5,902
体育施設	2	4,003
集会施設	4	1,968
住宅施設	131	35,700
公用施設	7	3,541
用途廃止施設	3	4,555
合計	181	93,842

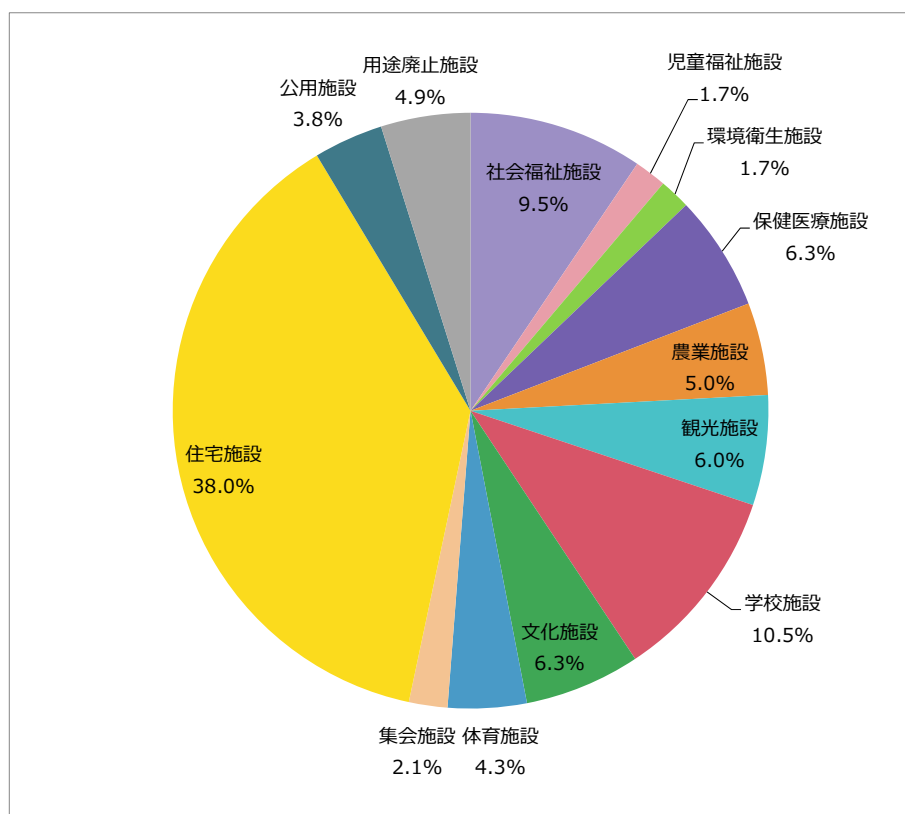


図 施設分類ごとの延床面積比

5. 更新費用試算

(1) 試算条件

①基本的な考え方

- ・更新年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、延床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。

②耐用年数・更新の考え方

- ・標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」とされる 60 年を採用することとします。
- ・建設後 30 年で建築物の大規模改修を行うものとします。
- ・建設時からの経過年数が 31 年以上 50 年未満の建築物については、今後 10 年間で均等に大規模改修を行うものと仮定します。
- ・建設時より 50 年以上経ているものについては、建て替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに 60 年を経た年度に建て替えると仮定します。

③更新単価の考え方

- ・既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に用途別に設定された単価を使用します。なお、更新単価において地域差は考慮しないこととします。
- ・大規模改修の単価は、建て替えの約 6 割で想定します。

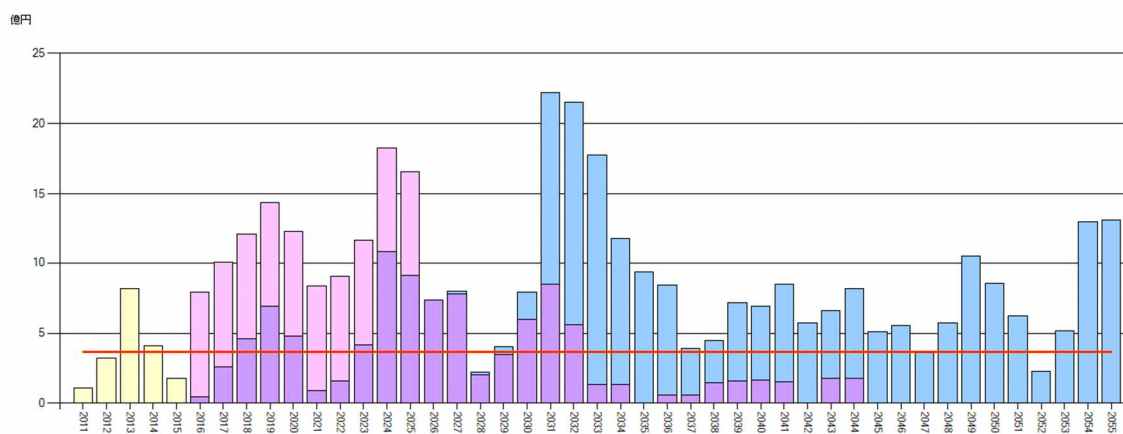
表 用途別単価

施設分類	大規模改修	建て替え
町民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

(※総務省公共施設等更新費用試算ソフトの用途別単価を使用しています)

(2) 試算結果

用途廃止施設を除く全ての公共施設等の更新費用を試算した結果、今後40年間で370.9億円（年平均9.3億円）掛かることがわかりました。直近5年間の公共施設に掛かる投資的経費は年平均3.67億円ですので、毎年約5.63億円不足することになります。



今後廃止等を検討している施設を除き更新費用を試算した結果、今後40年間で320.0億円（年平均8.0億円）掛かることになります。直近5年間の公共施設に掛かる投資的経費は年平均3.67億円ですので、毎年約4.33億円不足することになります。

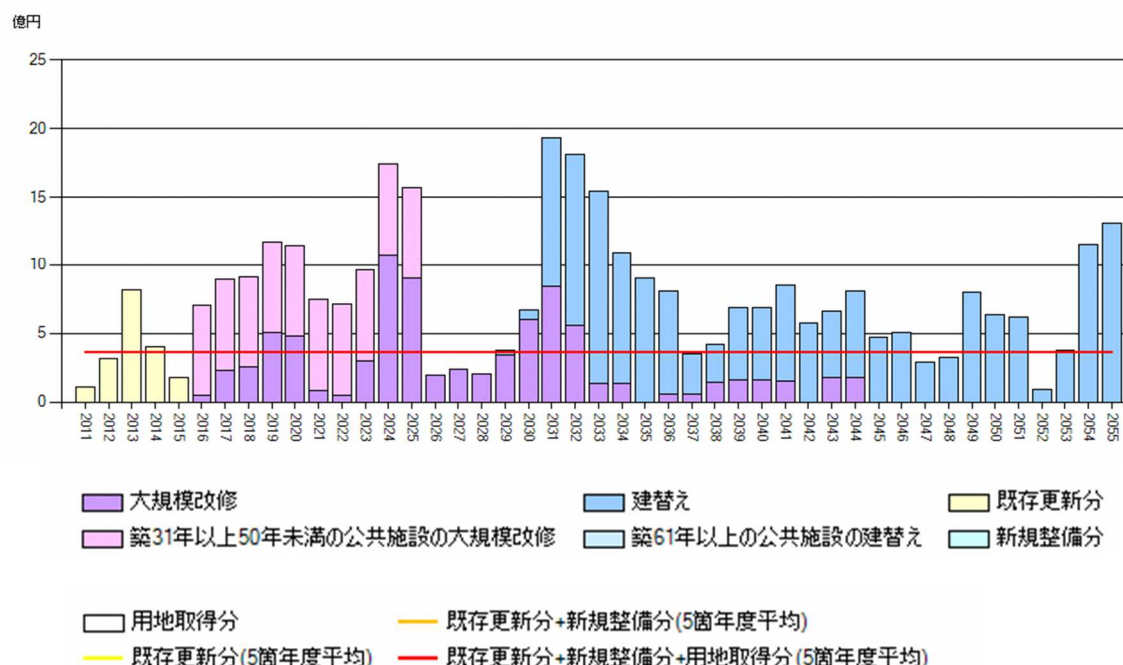


図 更新費用試算結果

6. 長寿命化対策等の効果額の試算

(1) 試算条件

①長寿命化対策等・単純更新の基本的な考え方

- 「長寿命化対策等」とは建物等の長寿命化以外に施設の再編（統廃合、複合化など）も含めます。
- 「維持管理・修繕」とは施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要とされる点検・調査・補修・修繕等とします。
- 「改修」とは概ね改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものとします。（例：大規模改修、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。）なお、個別施設計画においてこれらの費用の計上がない施設については、14 頁の「表 用途別単価」の大規模改修単価により算出します。
- 「更新」とは機能が低下した施設等を同程度の機能に再整備することとします。（除却も含む）
- 「耐用年数経過時に単純更新した場合」とは、耐用年数経過後に現在と同じ床面積で更新するとし、14 頁の「表 用途別単価」の建て替え単価により算出します。

(2) 試算結果

期 間	長寿命化対策等の経費額 (個別施設計画より)			耐用年数経過 時に単純更新 した場合④	長寿命化対策 等の効果額 (③-④)
	維持管理・ 修繕①	改修・更新②	合 計③ (①+②)		
R4～R13 【10 年間】	351,400	6,258,800	6,610,200	14,306,354	▲7,696,154
R14～R31 【18 年間】	696,300	5,398,000	6,094,300	8,719,801	▲2,625,501
合 計	1,047,700	11,656,800	12,704,500	23,026,155	▲10,321,655

※単位：千円（令和 4 年 3 月現在）

個別施設計画の計画期間である令和 31 年までに長寿命化対策等を実施した場合は、総額で約 127.0 億円。耐用年数経過時に単純更新した場合は、総額で約 230.2 億円が必要という試算結果になりました。したがって総額で約 103.2 億円の削減効果となります。

7. 対象施設の現状と課題

(1) 建築系公共施設の現状と課題

本町の建築系公共施設は、役場庁舎と奈井江中学校が昭和46年度（1971年度）に、奈井江小学校が昭和49年度（1974年度）に、公営住宅（東・南・北町・宮村団地）が昭和45～59年度（1970～1984年度）に建設されるなど、昭和40年（1965年）代から昭和50年（1984年）代に建設された施設の総延床面積が約4.2万㎡となり、全体の約45%を占めています。

一般的には、鉄筋コンクリート造の建築物は築30年程度で大規模改修が、築60年程度で建て替えが必要になるといわれており、本町の多くの施設が大規模改修や建て替えの時期を既に迎えていることになります。

旧耐震基準である昭和56年（1981年）以前に建設された施設は、約3.6万㎡で全体の約38%となっています。

施設の老朽化が進む中で、部分的な修繕や応急措置など対症療法的な保全で済ませては、後々重大な事故や突発的な経費の増大が発生するような事態も起こり得ることから、早急に耐震改修を含めた戦略的な維持管理を進める必要があります。

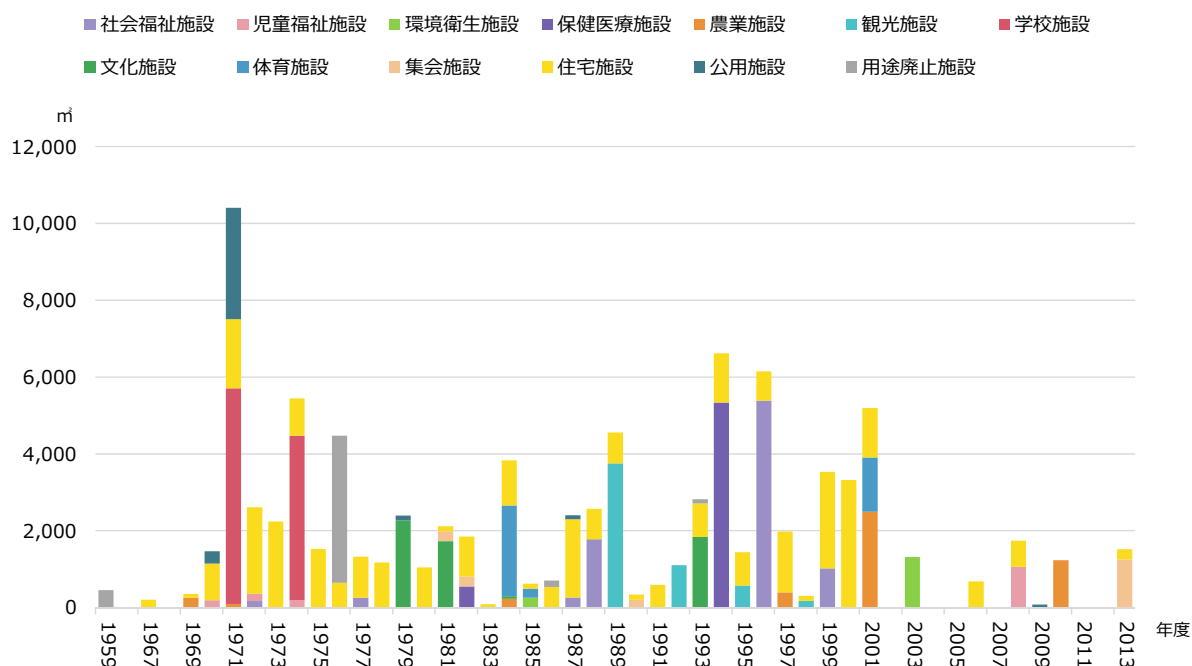


図 築年度別整備状況

(2) 土木系公共施設の現状と課題

土木系公共施設は、道路（町道・農道・林道）、下水道、橋梁、河川・排水路として分類されます。

橋梁は建設後 60 年で更新、下水道施設は 50 年が耐用年数といわれており、施設の改修や更新の時期を迎え、維持管理における安全性の確認及び品質の適正性の確保が課題となります。

また、農道や農業用排水路などの農業関係施設、林道などの林業関係施設においても、実態（施設数、経年数、老朽化度等）を把握し、予防保全の観点から経験と知見を共有し活用する点検を行うことが求められます。

第3章

公共施設等総合管理計画の基本方針

-  1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
-  2. 実施方針
-  3. フォローアップの実施方針

1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本町の公共施設における現状と課題、施設の改修・更新に掛かるコスト試算の結果を踏まえ、基本となる全体目標を設定します。公共施設等を建築系公共施設と土木系公共施設に大別した上で検討を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図ります。

(1) 建築系公共施設

①施設総量(総床面積)の縮減

将来人口の推移や町民ニーズを踏まえ、必要最小限のサービス水準を維持しながら「選択と集中」により、施設総量の削減と再配置を進めます。

用途廃止施設など遊休・余剰財産の有効利用を図るため、再利用が可能な施設は、民間への売買・賃貸・無償譲渡等の処分を促進します。

総床面積の削減目標 ⇒ 20%

②複合化・集約化による施設整備

公共施設の更新・改修の実施については、「複合化・集約化」により行うことを基本とし、複合化・集約化以外の単独施設の新規整備は原則として行わないこととします。

③施設整備・維持管理・運営コストの縮減

公共施設の更新・改修はライフサイクルコストを念頭におき、長寿命化、省エネルギー化などによる計画的・効率的な整備を進めます。

公共施設の整備、維持管理、運営をより効果的、効率的に行うため、PFI、指定管理者制度、包括的民間委託、民間譲渡などの官民連携の導入を検討します。

④施設の広域利用

施設の利用状況や行政サービスの必需性等を検討し、施設廃止に伴う町民生活への影響が少ない施設は、近隣市町に設置されている類似施設の広域利用を進めます。

(2) 土木系公共施設

土木系公共施設については、整備計画や長寿命化計画に基づき、計画的な改修・更新を進めます。その際費用対効果を検討し、全体的、長期的な視点により優先順位を定め、投資額を決定します。

道路については高齢者の増加等の社会的変化に配慮し、新たな要請に対する重要性、緊急性を考慮し、安全性、経済性と財源のバランスを図ります。また、長寿命化を図り、効率的な改修によりライフサイクルコストを縮減します。

2. 実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

①施設の点検

公共施設等は、数多くの部品・部材や設備機器など様々な素材が組み合わされて構成されていますが、利用状況や経年変化などから生じる損傷や老朽化の進行に伴い、本来の機能が低下することから、点検の実施により施設の状況を的確に把握し、管理していく必要があります。

点検には、日常的な点検のほかに、月・年点検などの定期点検、法に基づく法定点検などがあり、施設の特性に応じて適切な点検を実施します。

点検の目的には、施設の異常や故障を早期に発見し、利用者の安全を確保することに加え、当該施設の劣化特性を把握することなどがあり、点検結果を蓄積することにより、今後の長寿命化対策に活用していきます。

点検作業は、専門知識を有する者が定期的に実施することにより、施設における異常の有無のほか、経年変化の進行をより正確に把握するよう努めます。

表 建築・設備の日常点検項目

建 物		
構造別	小項目	点検方法等
構造体の安全について	各種荷重に対するチェック	①固定荷重 ②積載荷重 ③積雪荷重 ④風圧力 ⑤地震力 ⑥その他荷重（土圧、水圧、移動荷重、建築設備荷重、作業荷重等）
屋根・屋上について	①防水に対するチェック ②パラペット ③ルーフトレン・とい ④屋上柵・タラップ ⑤丸環 ⑥金属板葺き屋根 ⑦石綿スレート葺き屋根	①防水保護塗膜の点検 ②定期的清掃点検 ③定期的清掃点検 ④定期的手入れと点検 ⑤定期的手入れと点検 ⑥早めの点検補修 ⑦暴風雨前後の点検手入れ
外装仕上げについて	①吹付け塗装 ②タイル張り ③石・擬石・テラゾ ④非鉄金属仕上げ ⑤鉄部の塗装 ⑥シーリング材 ⑦ガラス	①定期的な吹付けなおし ②定期的点検 ③定期的点検 ④定期的清掃と塗り替え ⑤定期的清掃と塗り替え ⑥定期的手入れ ⑦破損点検
建具について	①アルミ製建具 ②鋼製建具 ③シャッター・防火扉 ④建具金物	①定期的点検、パッキン材取替え ②定期的清掃点検 ③定期的な点検整備 ④締めつけ調整
内部仕上げについて	①石・擬石・テラゾ ②陶磁器質タイル ③モルタル・コンクリート ④弾性床材 ⑤板張り・フローリング・ブロック ⑥カーペット類 ⑦塗装 ⑧壁紙・布張り木材生地	①～⑧省略
厨房・浴室・便所など 水を使用する場所について	①厨房 ②浴室 ③便所	①定期的清掃、グリストラップの内部点検 ②使用後の清掃、換気 ③拭き取り清掃
外構・その他について	①境界標石 ②排水溝・会所	①隣接地工事の際注意 ②点検清掃

設 備		
設備別	小項目	点検方法等
電気設備について	①電気主任技術者の選任 ②電気設備の法定	①建物の電気設備の契約電力が 50KW 以上の場合には電気主任技術者の選任が必要。 ②非常照明設備・自動火災報知設備などは「建築基準法」「消防法」に基づく有資格者による定期点検・検査報告などが義務付けられている。
給排水衛生設備について	①消火設備 ②給排水衛生	①消火栓・スプリンクラー設備については「建築基準法」「消防法」に基づき有資格者による定期的な点検、検査報告などが義務付けられている。 ②運転維持管理について有資格者の選任や検査・点検事項・時期などについて法令で規制されることがある。
冷暖房換気設備について	冷暖房換気設備の維持管理	①ボイラー・冷凍機など法的運転資格者の選任、法的定期検査を受ける。 ②ビル管理法上の対象建物は法に定められた運転資格者の選任が必要。 ③法に基づく換気設備・排煙設備は有資格者による定期点検検査・報告が義務付けられている。 ④冷暖房換気設備を構成する機器は回転振動などによる摩耗、劣化などがおきるので定期点検整備が必要。
昇降機設備について	エレベーター・エスカレーターなど	①「建築基準法」により定期検査報告が義務付けられている。 ②昇降機設備は複雑な制御機構を持った精度の高い機器設備なので、維持管理は専門技術者に行わせる。
ガス設備について		ガス漏れ検知装置、その他安全装置については定期的に専門業者の点検を受ける。
汚水浄化槽設備について	日常点検・保守	①消毒液を常にタンクに確保しておく。 ②駆動装置及びポンプ設備は、常時作動させておく。

(「建築・設備の日常点検項目」建築リニューアル支援協会 (ARCA) より引用)

②施設の診断

施設の点検結果に加え、耐震診断、劣化診断など既往の診断結果を活用し、施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性の4項目を最低限必要な診断項目とした簡易診断を実施し、施設の現況把握に努めます。

診断は、その時点での施設の状況を把握するために実施しますが、定期的な診断とその記録を蓄積することにより、劣化予測を行うことが可能となるほか、蓄積データの解析により施設の課題と優先度を判断し、長寿命化対策の検討などに活用していきます。

表 公共施設診断の対象となる評価項目（FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)より構成）

記号	評価項目	評価内容
a.	安全性	・敷地安全性（耐災害）、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
b.	耐久性	・建物部位（構造・外装など）の耐久性・劣化状況
c.	不具合性	・施設各部位（構造・仕上げ・付帯設備・建築設備）の不具合性
d.	快適性	・施設快適性（室内環境・設備）、立地利便性
e.	環境負荷性	・施設の環境負荷性（省エネ、有害物質除去など）
f.	社会性	・地域のまちづくりとの調和、ユニバーサルデザイン（バリアフリー化）
g.	耐用性	・経過年数と耐用年数、変化に対する追従性、計画的な保全・大規模改修
h.	保全性	・維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
i.	適法性	・建築法規、消防法、条例
j.	情報管理の妥当性	・情報収集、情報管理、情報利活用
k.	体制・組織の妥当性	・統括管理体制、管理体制、トップマネジメントへの直属性
l.	顧客満足度	・顧客満足度、職員満足度
m.	施設充足率	・地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
n.	供給水準の適正性	・供給数量適正性（敷地面積、建物面積など）
o.	施設利用度	・施設利用率、空室率
p.	点検・保守・改修コストの適正性	・点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費
q.	運用コストの適正性・平準化	・運用費、水道光熱費
r.	ライフサイクルコストの適正性	・ライフサイクルコスト

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

①維持管理・修繕の実施方針

公共施設等の利用者に対し、常に安全で快適な使用環境を提供するため、日常の点検・保守業務により、施設の劣化や機能低下を早期に発見・修繕するとともに、施設の長寿命化に向けた予防保全型の維持管理を実施します。

また、設備機器については、点検、注油、消耗品の交換、調整などの日常のメンテナンスに加え、修繕や小規模改修についても速やかに対応し、設備の長寿命化や安全で快適な使用環境の維持に努めます。

施設の維持管理を計画的・効率的に実施することにより、維持管理費・修繕費の平準化を図るとともに、維持管理コストの削減に向けて、複数の施設や設備を対象とした包括管理委託の可能性についても検討していきます。

②更新・改修の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生したその都度対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し実施していくことが重要です。施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理が必要となります。

建物を更新しないで長期にわたって有効に活用するためには、建築の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要となります。そのため、建築物を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠であり、総合管理計画の中の具体的な計画となる長期修繕計画の策定、それまでの間に定期的な見直しを行う中期修繕・改修計画の展望が重要となります。

公共施設等を更新・改修する理由には、施設の耐久性、不具合性、施設規模（広さ・高さ）、使いやすさ、陳腐化等のほかに、施設に求められる様々な性能面や法規対応において要求水準を満たすことができない場合もあることから、更新の際には種々の診断を行ってその理由を明確にする必要があります。

更新・改修の必要性が生じた場合については、既存施設の利用状況、将来的な人口減少や人口構成の変化等を総合的に勘案し、施設のコンパクト化や省エネルギー化等による維持管理費の縮減ができないかどうか検討するとともに、統合や廃止の実施方針を踏まえ、他の施設との複合化・集約化ができないかどうか検討していきます。

表 適法性の主な管理項目

適 法 性 管 理	関連法規 適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保健安全法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		条例に関する法令	条例
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
	定期検査の 履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査
		建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

(3) 安全確保の実施方針

公共施設等における安全確保の目的は、利用者に安全・安心な使用環境を提供することです。また、万一の事故・事件の発生や災害によって被災した場合の被害を最小限にとどめ、早期の復旧が可能な体制を構築することにも必要となります。

施設の安全確保に向けては、点検時に異常が認められる場合はもちろん、診断結果から健全度が基準値を下回ることが予想される場合に、適切な改修を実施します。ただし、改修することが困難な危険を確認した場合や高額のコストを要する場合には、施設を廃止することも含めて、総合的な検討を進めていきます。

(4) 耐震化の実施方針

公共施設等の耐震化については、学校など災害時の避難所に指定されている施設を優先的に進めています。耐震改修工事には多額の費用を要すること、また、未耐震施設は建設後30年以上を経過している老朽施設が多く、耐震化の投資効果が短期間となることから、防災上の優先度や施設の利用状況等を考慮しながら慎重に検討を行いつつ、順次、耐震化を進めていきます。

(5) 長寿命化の実施方針

①総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点をおいた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健全な状態に保ち、定期的に施設診断を行い、その結果により小規模改修工事を行って不具合箇所を是正することです。

そのためには、今ある公共施設等の状態を把握するための施設診断が必要で、診断結果により所定の機能・性能を確保できるところまで改修工事を行い、さらに、計画的な保全を行っていきます。

②計画的な保全、長寿命化計画

下図は、施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものです。

建設から40年程度までは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、機能・性能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。しかし、建設後40年以上経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、機能・性能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。要求性能レベルは通常時間がたつにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。

さらに、施設の寿命を延ばすには長寿命化改修工事が必要となります。

本町の公共施設では、建て替え周期は大規模改修工事を経て60年とし、その時点で診断を行い、結果、使用が可能であれば長寿命化改修工事を行って、80年まで長期使用しコストを削減することも検討します。

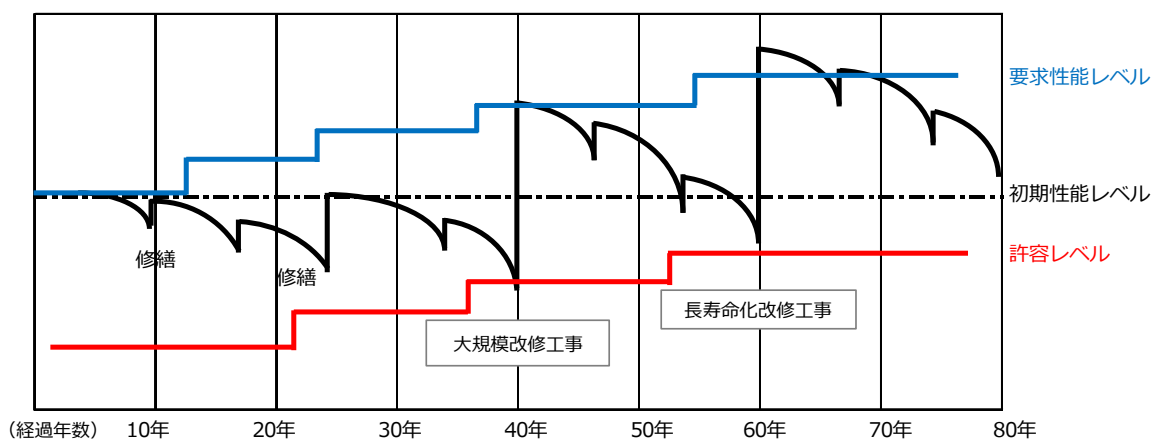


図 長寿命化における経過年数と機能・性能の関係（鉄筋コンクリートの場合）

(6) 統合や廃止の実施方針

本町では、人口減少の進展等により、今後、老朽化した公共施設等の修繕・更新費用に対する充当可能財源の不足が予想され、保有施設の規模や機能を維持したまま更新することは困難であることから、更新時期を迎えた施設については、将来的な人口動向や社会情勢、町民ニーズ等を踏まえ、他施設との複合化や集約化、廃止等に向けた検討を行い、施設の削減、再配置を進めることとします。

施設廃止の検討対象としては、利用者数が少ない施設、当初の設置目的による役割を終えた施設、老朽化の進んだ施設で代替施設がある施設などが挙げられますが、民間サービスへの転換が可能な施設、近隣市町との共同利用が可能な施設についても廃止や移譲の検討を行います。

また、施設の安全性、耐久性、類似施設の有無、町民ニーズ、公的サービスの必要性等を踏まえ、以下に示す7つの種類に分けて、各施設の個別基本方針を示すとともに、統廃合に伴う町民生活の影響を最小限にするための対応措置、将来のまちづくりや町財政との整合性などを考慮しながら方針の実現に向けて取り組んでいきます。

表 個別基本方針の種類

区 分	説 明
存 続	計画的な修繕、改修等を実施し、引き続き管理運営を行うこと
複 合 化	異なる機能の施設同士を一つの施設に複合化すること
集 約 化	同じ機能の複数施設を一つの施設に集約化すること
用途変更	当該施設の設置目的を他の目的に変更すること
移 譲	当該施設を民間、地域等へ譲渡（有償又は無償）すること
広 域 化	当該施設を用途廃止し、他市町と施設の共同利用を行うこと
廃 止	当該施設の老朽化等により、当該施設の利用を廃止すること

3. フォローアップの実施方針

本計画の考え方にに基づき、具体的に施設の統合や廃止を検討する際には、町民との協働により課題解決を図るとともに、本計画は10年間に及ぶ長期の計画であることから、今後の財政状況や社会情勢の変化等に応じて、適宜、内容を見直していきます。

また、町全体で公共施設等に関する情報や問題意識を共有化するため、町のホームページなどにより積極的な情報提供を行います。

第4章

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

-  1. 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針
-  2. 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針

※「施設の現況等」と「個別基本方針」は令和4年3月現在です。

1. 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針

(1) 社会福祉施設

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	運営 方法	管理コスト (千円)	所在地域	所管課
1	向ヶ丘生活館	167	S47	49	CB	直営	237	向ヶ丘	企画財政課
2	東町生活館	259	S52	44	CB	直営	315	東町5区	企画財政課
3	高齢者生活福祉センター 「ひだまり」	1,020	H11	22	RC	直営	5,093	本町8区	保健福祉課

※構造 CB：コンクリートブロック造 RC：鉄筋コンクリート造

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

②各施設の現況と個別基本方針

■生活館（向ヶ丘・東町）

区 分	内 容
施設の現況等	当施設は、地区活動や地域住民のサークル活動、地区住民との懇談や選挙の投票所、災害時の避難所として利用されております。施設については、2館とも建設から40年以上が経過し、大規模改修を行っていないことから、施設の老朽化が進んでいます。
個別基本方針 【廃止】	当施設は、町民の生活環境改善及び生活文化の向上を図るため設置してきましたが、施設の老朽化が進んでいることから、関係連合区と施設廃止に向けた協議を進める必要があります。 なお、協議に当たっては、他の公共施設や公営住宅等に代替施設を確保し、地域住民の自主的なコミュニティ活動に支障が生じることをしないよう対策を講じます。

■高齢者生活福祉センター「ひだまり」

区 分	内 容
施設の現況等	当施設は、入所定員20名に対し1か月平均15.7人が入所し、5年前の17.0人から7.6%減少しています。 施設については、建設から20年以上が経過していますが、おおむね良好な状態にあります。
個別基本方針 【存続】	当施設は、施設開設から一定の年数が経過しており、今後は躯体の改修や設備の更新などを計画的に行い、施設の長寿命化を図ります。

(2) 児童福祉施設

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	運営 方法	管理コスト (千円)	所在地域	所管課
1	南町児童館	190	S47	49	W	直営	244	南町5区	保健福祉課
2	北町児童館	190	S49	47	W	直営	238	北町4区	保健福祉課
3	認定こども園	905	H20	13	RC	直営	11,266	本町8区	保健福祉課
4	子育て支援センター	156	H20	13	RC	直営	725	本町8区	保健福祉課

※構造 W：木造 RC：鉄筋コンクリート造

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

②各施設の現況と個別基本方針

■児童館（南町・北町）

区 分	内 容
施設の現況等	当施設は、2 館合計の年間利用者が3,769 人（南町 1,306 人、北町 2,463 人）で、5 年前の 9,663 人（南町 3,906 人、北町 5,757 人）から 61%減少しています。 施設については、これまでも必要な大規模改修を行ってきましたが、2 館とも既に耐用年数を経過していることから、施設の老朽化が進んでいます。
個別基本方針 【複 合 化】 【集 約 化】	当施設は、利用者数の大幅な減少、施設の老朽化、子育て支援を巡る環境の変化などを踏まえ、現施設 2 館の集約化・複合化について議論を進めていますが、当面の間は必要な維持補修を行いながら、効率的な管理運営を行うこととします。 また、児童館は児童の健全育成、子育て支援の場として重要な役割を果たしていることから、施設の集約化にあたっては、子ども同士の交流やイベントの充実、子育て支援対策の総合的な推進を図ります。 なお、集約化による廃止施設付近の利用者の利便性低下が懸念されることから、下校後、帰宅しないで直接来館できる制度など、子どもと保護者の双方にとって魅力ある施設になるよう、関係者の意向を踏まえながら検討を進める必要があります。

■認定こども園

区 分	内 容
施設の現況等	当施設は、定員 120 人に対し 121 人が在籍し、保育所から幼稚園機能を併せ持つ保育所型認定こども園に移行した 7 年前の 105 人から 15.2%増加しています。 施設については、建設から 10 年以上が経過しており、外壁の剥がれなど、修繕を要する部分が見られます。
個別基本方針 【存 続】	当施設は、就学前児童の教育、保育の拠点施設として存続するとともに、計画的な維持補修、効率的な管理運営を進めます。しかし、近年の保育児数は平成 26 年度からの短時間保育の実施や、出産後の職場復帰の早期化などによって 3 歳未満児が急増しており、今後も同様の状況が続いた場合、現在の施設面積での運営が困難になることから、令和 6 年度に新庁舎へ移転する子育て支援センターのスペースを活用し、施設利用のあり方について今後検討を進めます。

■子育て支援センター

区 分	内 容
施設の現況等	当施設は、年間利用者が 1,617 人（大人 739 人、子ども 878 人）で、5 年前の 1,066 人（大人 499 人、子ども 567 人）から 51.7%増加しています。 施設については、認定こども園と一体施設として管理しており、建設から 10 年以上が経過し、外壁の剥がれなど修繕を要する部分が見られます。
個別基本方針 【複 合 化】	当施設は、子育てに関する相談、支援等の拠点施設として存続しますが、それぞれの窓口が分散化していることから、子育て施策の総合的な推進のため役場庁舎の建て替えに合わせ複合化を進めます。 なお、現在の施設は認定こども園が新たに活用することで、入所者増などに対応することを検討いたします。

(3) 環境衛生施設

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	運営 方法	管理コスト (千円)	所在地域	所管課
1	最終処分場（水処理棟）	254	H15	18	RC	直営	7,347	向ヶ丘	建設環境課
2	最終処分場（上屋）	1,066	H15	18	S	直営		向ヶ丘	建設環境課

※構造 RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

②各施設の現況と個別基本方針

■一般廃棄物最終処分場

区 分	内 容
施設の現況等	当施設の埋立容量は 15,500 立方メートルで 3 槽に仕切られ、現在 1 槽目を使用しています。 施設については、計画的な維持補修により概ね良好な状態にあります。
個別基本方針 【存 続】	当施設は、一般廃棄物の処理工程上、埋立て処分を行う施設は必要不可欠であることから、施設を存続し、今後も計画的な維持補修、効率的な管理運営を進めます。

(4) 保健医療施設

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	運営 方法	管理コスト (千円)	所在地域	所管課
1	保健センター	548	S57	39	RC	直営	2,347	本町10区	保健福祉課
2	町立国民健康保険病院	5,338	H6	27	RC	直営	61,143	本町10区	町立国保病院

※構造 RC：鉄筋コンクリート造

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

②各施設の現況と個別基本方針

■保健センター

区 分	内 容
施設の現況等	当施設は、健康相談、各種健診、介護予防事業など、町民の健康づくり事業の実施により、幅広い年齢層の町民に利用されています。 施設については、建設後30年以上が経過し、大規模改修を行っていないことから、施設の老朽化が進んでいます。
個別基本方針 【複 合 化】	当施設は、各種健診や健康相談など、町民の健康づくりの拠点施設として存続しますが、総合的な保健事業の更なる推進のため、役場庁舎の建て替えに合わせ複合化を進めます。

■町立国民健康保険病院

区 分	内 容
施設の現況等	当施設は、関係機関との連携により、安定した地域医療の確保に努めてきましたが、人口減少等による患者数の減少を踏まえ、経営の健全化に向けた取り組みを推進し、引き続き地域医療の拠点施設として存続するとともに、計画的な維持補修・効率的な管理運営を進めています。 施設については、建設後25年以上が経過している中、外部改修や医療機器の更新等を実施しておりますが、設備配管など経年劣化が進んでいる状況にあります。
個別基本方針 【存 続】	当施設は、地域の人口減少や高齢化の進展により、早急な経営改善が必要な状況であるが、「奈井江町立国民健康保険病院のあり方に関する答申」を踏まえ、引き続き地域医療の拠点として存続するため、計画的な維持補修、効率的な管理運営を進めます。

(5) 農業施設

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	運営 方法	管理コスト (千円)	所在地域	所管課
1	旧奈井江排水機場	252	S44	52	S	直営	1,078	瑞穂2区	産業観光課
2	新奈井江排水機場	229	S59	37	S	直営	1,044	瑞穂2区	産業観光課
3	高島排水機場	393	H9	24	S	直営	1,316	高島2区	産業観光課
4	米穀乾燥調製貯蔵施設	2,497	H13	20	SRC	指定 管理	－	茶志内4区	産業観光課
5	米穀貯蔵用利雪低温倉庫	1,237	H22	11	S	指定 管理	－	茶志内4区	産業観光課

※構造 S：鉄骨造 SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造 W：木造

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

②各施設の現況と個別基本方針

■排水機場（旧奈井江、新奈井江、高島）

区 分	内 容
施設の現況等	当施設は、豪雨等による浸水被害を未然に防止する施設であり、クラマナイ川に奈井江排水機場を、茶志内川に高島排水機場を設置しています。施設については、現在、奈井江排水機場において、ポンプ設備、建物本体等の大規模改修工事が完了し、今後、高島排水機場についても、同様の改修工事が必要になります。
個別基本方針 【存 続】	当施設は、豪雨災害防止のため必要不可欠な施設であることから、引き続き施設を存続するとともに、計画的な維持補修、効率的な管理運営を進めます。

■米穀乾燥調製貯蔵施設・米穀貯蔵用利雪低温倉庫

区 分	内 容
施設の現況等	米穀乾燥調製貯蔵施設は、処理能力 5,760t に対し 9,654t（稼働率 167.6%）の処理実績となっています。施設については、建設から 15 年以上が経過しており、機械設備の老朽化が進んでいます。 米穀貯蔵用利雪低温倉庫は、雪の冷熱を利用して、米穀乾燥調製貯蔵施設において調製された玄米を保管する施設であり、おおむね良好な状態にあります。
個別基本方針 【存 続】	当施設は、本町の基幹作物である米の出荷拠点施設として施設を存続するとともに、新砂川農協の管理運営により、計画的な施設改修等を進めます。 また、米の需給動向や多様な実需者ニーズに対応するため、必要に応じて施設の増設・増強等を行います。

(6) 観光施設

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	運営 方法	管理コスト (千円)	所在地域	所管課
1	地域交流センター (道の駅)	575	H7	26	W	指定 管理	—	北町6区	産業観光課
2	にわ山森林自然公園 センターハウス	173	H10	23	W	直営	7,515	東奈井江	産業観光課

※構造 RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造 W：木造

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

②各施設の現況と個別基本方針

■地域交流センター（道の駅）

区 分	内 容
施設の現況等	当施設は、年間利用者が152,347人で、5年前の129,770人から17.4%増加しています。当施設は、国道12号線などの道路利用者の交通安全確保や観光振興施設としての役割を果たしています。 施設については、建設後20年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、現在、屋根、トイレ改修等の大規模改修工事を実施しています。
個別基本方針 【存 続】	当施設は、地元農産品の販売や観光施設のPR等を行う拠点施設として存続するとともに、計画的な維持補修、効率的な管理運営を進めます。

■にわ山森林自然公園

区 分	内 容
施設の現況等	当施設は、奈井江町の街並みや、樺戸連山を一望できる貴重な施設として、町内外の方の利用に加え、児童生徒の体験・学習の場としても活用されています。センターハウスは、建設後20年以上が経過し、老朽化が懸念されましたが、平成30年に地域づくり総合交付金にて建物本体の屋根塗装や防腐処理等改修工事が実施されました。 今後も計画的な補修や維持管理が必要ですが、建物本体は良好な状態にあります。
個別基本方針 【存 続】	当施設は、町内唯一の自然公園であり、近年、桜の名所としても認知度が高まっていることから、現状機能の維持のため適切な範囲で維持補修を行いながら、管理運営を進めます。

(7) 公園施設

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	運営 方法	管理コスト (千円)	所在地域	所管課
1	寿公園	51,000	S63	33	-	直営	7,227	東町 6 区	建設環境課
2	なかよし公園	1,500	S54	42	-	直営		本町 5 区	建設環境課
3	南町公園	3,100	S55	41	-	直営		南町 1 区	建設環境課
4	白樺公園	3,000	S56	40	-	直営		北町 2 区	建設環境課
5	本町公園	32,000	S56	40	-	直営		本町 9 区	建設環境課
6	住友公園	3,600	S61	35	-	直営		東町 6 区	建設環境課
7	東町 5 区遊園地	1,400	S53	43	-	直営		東町 5 区	建設環境課
8	みのり遊園地	1,300	S63	33	-	直営		南町 8 区	建設環境課
9	茶志内公園	20,000	H2	31	-	直営		南町 7 区	建設環境課
10	ライマン公園	81,000	H10	23	-	直営		本町 9 区	建設環境課

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50 年以上

31 年～49 年

30 年以下

②各施設の現況と個別基本方針

■公園

区 分	内 容
施設の現況等	本町には、遊具施設を有する公園施設が 10 箇所ありますが、人口減少、少子化等により、公園の利用者は年々減少しています。公園に設置している遊具施設については、毎年度、安全点検と修繕を行っていますが、白樺公園以外のほとんどの公園で更新が行われていないことから、一部に腐食、劣化が著しく、使用を中止している遊具もあります。
個別基本方針 【存 続】 【集 約 化】	当施設は、町民のスポーツやレクリエーション機能に加え、景観形成や地域活動、冬期間の堆雪場など、多面的な機能を有していることから、それぞれの機能に応じた適切かつ効率的な維持管理を行います。また公園は、子どもの健全育成、子育て支援の観点から重要な役割を担っていることから、少子化などの動向を踏まえた遊具施設の効率的な更新と維持管理の充実を図るため、北町、本町、南町、東町の各地区から利用頻度の高い公園（遊園地 1 箇所を含む）一つを選択し、関係者と協議しながら公園の集約化を進めます。 町内会や体育団体等によって維持管理が行われている公園については、町民との協働のまちづくりを進める観点から、町内会等が実施する公園の清掃や草刈り等に対し、町が必要な物品の提供や保険加入等の支援を行う奈井江町公園等環境美化ボランティア推進事業への参加を促進します。 遊具施設のない公園や、町民参加による維持管理ができない公園については、景観緑地、冬期間の堆雪場として位置づけ、適切な範囲で維持管理を行います。

(8) 学校施設

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	運営 方法	管理コスト (千円)	所在地域	所管課
1	奈井江小学校	4,286	S49	47	SRC	直営	14,256	北町3区	教育委員会
2	奈井江中学校	5,612	S46	50	SRC	直営	16,575	本町9区	教育委員会

※構造 SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

②各施設の現況と個別基本方針

■奈井江小学校

区 分	内 容
施設の現況等	当施設は、児童数 183 人、11 学級（うち特別支援 4 学級）の編成となっていますが、江南小学校（平成 25 年 3 月閉校）との統合により、児童数はいったん増加したものの、少子化等の影響により年々減少を続けています。施設については、平成 22 年度に体育館の耐震補強工事を実施し、耐震化に対応するとともに、平成 24・25 年度には大規模改修工事を行っていることから、適切な学習環境を確保していますが、施設全体として経年劣化が進んでいる状況です。
個別基本方針 【存 続】	当施設は、町内唯一の小学校として施設を存続し、計画的な維持補修、効率的な管理運営を進めますが、今後も学級数の減少が見込まれることから、校舎の有効活用について検討する必要があります。

■奈井江中学校

区 分	内 容
施設の現況等	当施設は、生徒数 90 人、5 学級（うち特別支援 2 学級）の編成となっていますが、生徒数は少子化等の影響により年々減少を続けています。施設については、平成 25・26 年度に耐震補強工事を実施していますが、大規模改修を行っていないことから老朽化が進んでいます。
個別基本方針 【存 続】	当施設は、町内唯一の中学校として施設を存続しますが、校舎の老朽化に加え、学級数の減少も見込まれることから、現校舎の大規模改修あるいは建て替えのどちらが良いのか、整備のあり方について検討する必要があります。

(9) 文化施設

①施設一覧表

番号	施設名		延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	運営 方法	管理コスト (千円)	所在地域	所管課
1	社会教育 センター	公民館	2,269	S54	42	RC	直営	17,557	本町 10 区	教育委員会
2		郷土館	473	S56	40	RC	直営	892		教育委員会
3		図書館	1,256	S56	40	RC	直営			教育委員会
4	陶芸センター		67	S59	37	W	直営	2,594	南町 2 区	教育委員会
5	文化ホール		1,837	H5	28	RC	直営	13,004	本町 2 区	教育委員会

※構造 RC：鉄筋コンクリート造 W：木造

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

②各施設の現況と個別基本方針

■社会教育センター（公民館、郷土館、図書館）

区 分	内 容
施設の現況等	公民館は、年間利用者が 18,238 人で、5 年前の 22,491 人から 18.9%減少していますが、1 階での貸室の利用が多く、社会教育施設として一定の役割を果たしています。 当施設には、調理実習室を設置していますが、飲食を伴う大ホールの同時利用やイベント時の調理作業など、文化ホールやみなクルでは代替できない機能を有しています。 郷土館は、年間利用者が 116 人で、5 年前の 193 人から 39.9%減少し、利用が多いとはいえませんが、児童生徒の貴重な郷土学習の場となっています。当施設の収蔵庫には、多くの展示品を保管していますが、展示品の更新や追加をしておらず、一部の展示コーナーは故障したままの状態となっています。 図書館は、年間利用者が 4,233 人で、5 年前の 5,792 人から 26.9%減少しています。当施設は、町民の知識・教養の習得や情報提供の場として一定の役割を果たしていますが、人口減少や情報通信技術の発達により、利用者が年々減少しています。 社会教育センター（公民館・郷土館・図書館）は、建設後 40 年以上が経過し、大規模改修を行っていないことから、施設の老朽化が進んでいます。また、耐震 2 次診断により郷土館の耐震改修の必要性が指摘されています。
個別基本方針 【存 続】 【複 合 化】	当施設は、会議室等の利用頻度に大きな差があるなど、今後もさらに利用の減少が見込まれます。今後はサービスの充実と管理・運営の更なる効率化のため、他施設との複合などの検討も行いながら施設を存続します。 今後も一定の継続した利用は見込まれるため、計画的な改修や修繕により長寿命化に取り組む必要があります。

■陶芸センター

区 分	内 容
施設の現況等	当施設は、年間利用者が536人で、5年前の787人から31.9%減少しています。施設については、既に耐用年数が経過し、大規模改修を行っていないことから老朽化が進んでいます。
個別基本方針 【存 続】	当施設は、建設後30年以上が経過し老朽化が進んでいるため、社会教育センターへの移転について検討を行いました。利用時間や防火上の問題、さらには利用者の利便性について様々な課題があることが分かりました。 引き続き、町民のコミュニティ活動の場として計画的な修繕や改修により長寿命化に取り組みながら、今後の施設のあり方についても検討を進めます。

■文化ホール

区 分	内 容
施設の現況等	当施設は、年間利用者が14,792人で、5年前の22,491人から34.2%減少していますが、コンチェルトホールは、道内でも有数の優れた音楽専用ホールとして知られており、町内外から高い評価を得ています。施設については、平成25～27年度に、外部改修、音響設備更新等の大規模改修を実施していることから、良好な状態にあります。
個別基本方針 【存 続】	当施設は、道内でも貴重な音楽専用ホールとして、芸術文化の鑑賞や各種サークル活動の発表など、地域づくりの拠点施設として存続するとともに、計画的な維持補修、効率的な管理運営を進めます。

(10) 体育施設

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	運営 方法	管理コスト (千円)	所在地域	所管課
1	体育館	2,363	S59	37	RC	指定 管理	－	東町 6 区	教育委員会
2	体育館（格技場）	231	S60	37	RC	指定 管理	－	東町 6 区	教育委員会
3	体育館テニスコート	1,600	S60	36	-	指定 管理	－	東町 6 区	教育委員会
4	町民プール	1,409	H13	20	SRC	指定 管理	－	北町 3 区	教育委員会
5	本町公園野球場	11,787	S55	41	-	直営	675	本町 9 区	教育委員会
6	本町公園テニスコート	1,600	S55	41	-	直営	58	本町 9 区	教育委員会
7	寿公園サッカー場 兼ソフトボール場	8,970	S4	29	-	指定 管理	－	東町 6 区	建設環境課
8	寿公園芝サッカー場	6,142	S11	22	-	指定 管理	－	宮村 2 区	建設環境課
9	寿公園パークゴルフ場	12,661	S11	22	-	指定 管理	－	宮村 2 区	建設環境課

※構造 RC：鉄筋コンクリート造 SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

②各施設の現況と個別基本方針

■体育館

区 分	内 容
施設の現況等	当施設は、年間利用者が 21,174 人で、5 年前の 24,119 人から 12.2%減少していますが、当施設は、町民をはじめ、町外の方にも継続的に利用されており、身近なところでスポーツや健康づくりに親しめる地域体育館としての役割を果たしています。また、施設については、暖房設備（配管設備を除く）・屋上・外壁の更新は行っていますが、アリーナ・格技場・トレーニングルームの床や照明機器の大規模改修を行っていないことから施設の老朽化が進んでいます。
個別基本方針 【存 続】	当施設は、スポーツの振興、町民の健康づくりを推進する観点から施設を存続します。また、災害時の避難施設としての機能も有していることから、計画的な改修や修繕により長寿命化に取り組む必要があります。

■体育館テニスコート

区 分	内 容
施設の現況等	当施設は、年間利用者が54人で、5年前の249人から78.3%減少しています。施設の利用は、中学生の利用が大半を占めており、夜間の利用も年数回程度しかありません。施設については、テニスコート、付帯設備ともにおおむね良好な状態にあります。
個別基本方針 【存 続】	当施設は、利用者数は少ないですが、体育館の附帯施設として効率的な利用、管理が行えることから、施設を存続します。また、利用実態に即した効率的な管理を行うため、夜間照明の廃止、コート数の削減を行う必要があります。

■町民プール

区 分	内 容
施設の現況等	当施設は、年間利用者が5,515人で、5年前の6,864人から19.7%減少しており、時期別では5月と10月が、時間別では午前と夜間の利用者が少ない状況にあります。しかし、当施設は、小学校のプール授業や水泳教室、大人の健康増進の観点からも重要な役割を果たすとともに、約半数を占める町外利用者に継続的に利用されています。施設については、建設後15年以上を経過し、計画的な修繕を実施していますが、躯体や設備全体で劣化が進んでいます。
個別基本方針 【存 続】	当施設は、学校プール、子どもの健全育成、大人の健康増進などの利用に加え、町外からの利用も多く、広域利用施設として重要な役割を果たしていることから、施設を存続します。また、施設の管理運営については、利用時期や時間の短縮を図り、効率的な利用を進めるとともに、今後計画的な改修や修繕に取り組む必要があります。

■本町公園野球場

区 分	内 容
施設の現況等	当施設は、年間利用日数が50日で、5年前の27日から85.2%増加しています。当施設は、野球連盟や町内企業が定期的に利用していますが、野球連盟には浦臼町のチームが含まれ、当施設が使えない場合に近隣市町の施設を利用するなど、既に広域的な活動が行われています。また、回数は少ないものの、町内企業の野球練習等にも継続的に使われています。施設については、本部席、バックネット等の付帯設備の老朽化が進んでいます。
個別基本方針 【存 続】 【広域化】	当施設は、野球連盟等が開催する大会の広域化を進めるとともに、当施設の役割を野球もできる多目的広場として位置づけ、現状機能の維持のため適切な範囲で計画的な維持管理と効率的な管理運営を進めます。

■本町公園テニスコート

区 分	内 容
施設の現況等	当施設は、一般の利用がほとんどなく、奈井江中学校のテニス部がほぼ毎日利用しています。テニスコートはおおむね良好な状態にありますが、外周に設置しているフェンスの老朽化が進んでいます。
個別基本方針 【存 続】	当施設は、中学校テニス部の練習拠点となっていることから、施設を存続し、計画的な維持補修と効率的な管理運営を進めます。施設の利用は、中学生を優先することとし、一般の利用については体育館テニスコートへ集約化します。

■寿公園サッカー場兼ソフトボール場

区 分	内 容
施設の現況等	当施設は、年間利用者が 4,843 人で、5 年前の 2,910 人から 66.4%増加していますが、当施設は、地元サッカー少年団等の練習場所として、開設期間中は常時利用されています。施設については、大規模改修は行っていないが、概ね良好な状態にあります。
個別基本方針 【存 続】	当施設は、地元サッカー少年団等の練習拠点として継続的に利用されていることから、青少年スポーツの振興を図るため施設を存続し、計画的な改修と修繕、指定管理者制度による効率的な管理運営を進めます。

■寿公園芝サッカー場

区 分	内 容
施設の現況等	当施設の年間利用者は、1,330 人で、5 年前の 1,480 人から、10.1%減少していますが、利用者の内訳は 99%が町外からの利用となっています。施設については、芝刈り、散水等の管理作業及び播種、追肥等の修繕により、概ね良好に管理されています。
個別基本方針 【存 続】	当施設は、管内有数の管理の行き届いた芝サッカー場として、町内外の認知度が高く、大会前の練習場所として数多く利用されていることから、広域利用施設として施設を存続し、計画的な改修と修繕、指定管理者制度による効率的な管理運営を進めるとともに、近年、カラスの食害による被害が生じていることから、芝の全面改修について検討を行う必要があります。

■寿公園パークゴルフ場

区 分	内 容
施設の現況等	当施設は、人口減少や高齢化等により年間利用者が 5,091 人で、5 年前の 7,439 人から 31.6%減少しています。施設については、平成 27 年度に管理事務所の外壁改修を実施するとともに、パークゴルフコースも適切に管理されており、概ね良好な状態にあります。
個別基本方針 【存 続】	当施設は、町民のレクリエーション、健康増進の場として一定の役割を果たしていることから施設を存続し、計画的な改修と修繕、指定管理者制度による効率的な管理運営を進めるとともに、整備後 20 年以上経過していることから、コース全体の大規模改修について検討を行う必要があります。

(11) 集会施設

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	運営 方法	管理コスト (千円)	所在地域	所管課
1	北町コミュニティ会館	257	S57	39	W	委託	296	北町4区	企画財政課
2	南町コミュニティ会館	257	S56	40	W	委託	348	南町1区	企画財政課
3	交流プラザ「みなクル」	1,250	H25	8	S	直営	11,938	本町1区	産業観光課

※構造 W：木造 S：鉄骨造

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

②各施設の現況と個別基本方針

■コミュニティ会館（北町、南町）

区 分	内 容
施設の現況等	当施設は、地域コミュニティの推進と町民の自主的な活動の場として、利用されています。施設については、町が管理費の一部を委託料として支出し、設置先の連合区が自主的な管理を行っていますが、2施設ともに建設から30年以上が経過し、老朽化が進んでいます。
個別基本方針 【存 続】	当施設は、地域コミュニティの推進と町民の自主的な活動の場として施設を存続し、地域の主体的な維持管理のもと、施設の計画的な維持補修と効率的な管理運営を進めます。

■交流プラザ「みなクル」

区 分	内 容
施設の現況等	当施設は、交流サロンの年間利用者が6,148人で、前年度の12,116人から49.3%減少しています。（新型コロナウイルス感染拡大防止のための休館を含む。）施設については、比較的新しい施設であり、良好な状態にあります。
個別基本方針 【存 続】	当施設は、町民のコミュニティ活動や農商工連携による中心市街地活性化等を図るための拠点施設として施設を存続するとともに、計画的な維持補修と効率的な管理運営を進めます。

(12) 住宅施設

①施設一覧表

番号	施設名		棟数 (棟)	戸数 (戸)	建築 年度	経過 年数	構造	管理コスト (千円)	所在地
1	公営 住宅	瑞穂団地	2	16	H18・20	15・13	RC	362	北町4区
2		桜ヶ丘団地	2	50	H9～13	24～20	RC	5,610	南町3区
3		南団地	35	148	S46～48	50～48	CB・PC	3,181	南町5・6区
4		北町団地	19	76	S49～52	47～44	CB	3,532	北町5区
5		東団地	5	22	S45	51	CB	271	東町1区
6		宮村団地	16	64	S53～59	43～37	CB	1,584	東町7区
7		みのり団地	13	68	S61～H5	35～28	CB	1,631	南町8区
8		宮村団地 (特公賃)	1	12	H7	26	RC	1,218	東町7区
9		高島団地 (特公賃)	1	8	H12	21	RC	626	高島7区
10		向ヶ丘団地 (改良)	6	32	H10～12	23～21	RC	882	向ヶ丘
11	町職員 住 宅	9～16号	4	8	S55～60	41～36	W	954	東町5区
12		17・18号	1	2	S62	34	W		北町6区
13		19・20号	1	2	S62	34	W		本町9区
14		21～24号	2	4	H2・3	31・30	W		北町4区
15		グリーンハイツ	1	6	H5	28	W		本町9区
16		月見ハイツ	1	12	H8	25	RC		本町8区
17		教17～20号	2	4	S42・44	59・57	CB		南町7区
18		27号	1	4	S55	46	CB		本町5区
19	教職員 住 宅	4・5号	1	2	S47	49	W	425	北町6区
20		21・22号	1	2	S50	46	CB		南町7区
21		24・25号	2	2	S52	44	W		南町8区
22		27・28号	1	2	S56	40	W		南町8区
23		29号	1	1	S58	38	W		北町6区
24		32・33号	2	4	H25	8	W		北町6区
25	医師住宅		4	4	S62・H10	34～23	W	0	本町9区
26	サービス付高齢者向け住宅 「あんしん」		1	16	H6	27	W	10,070	本町10区

※構造 RC：鉄筋コンクリート造 CB：コンクリートブロック造 PC：プレキャストコンクリート造 W：木造

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

②各施設の現況と個別基本方針

■公営住宅

区 分	内 容
施設の現況等	当施設の管理戸数は、10 団地 100 棟 484 戸があり、住宅の構造別内訳は、簡易耐火構造平屋建てが 334 戸（69.0%）、簡易耐火構造二階建て・準耐火構造が 32 戸（6.6%）、耐火構造が 118 戸（24.4%）、この内、簡易耐火構造平屋建ての 330 戸（68.2%）については、既に耐用年数である 30 年を経過し、老朽化が進んでいます。
個別基本方針 【存 続】	当施設は、住宅に困窮する低所得者の居住施設として、「公営住宅等長寿命化計画」に基づく適正な維持管理と計画的な建て替え・用途廃止等を進めます。

■町職員・教職員住宅

区 分	内 容
施設の現況等	当施設の管理戸数は、21 棟 55 戸があり、この内、37 棟（62.3%）が、建設後 30 年以上を経過しており、施設の老朽化が進んでいます。
個別基本方針 【存 続】	当施設は、町職員及び教職員の居住施設として、適切な範囲で維持補修を行い存続しますが、老朽化が進み、空き家となっている住宅が一部にあることから、管理戸数の削減を進めます。

■医師住宅

区 分	内 容
施設の現況等	当施設の管理戸数は、4 棟 4 戸があり、建設後 20 年以上が経過していますが、改修工事の実施により、おおむね良好な状態にあります。
個別基本方針 【存 続】	当施設は、町立病院の医師確保の観点から施設を存続しますが、空き家の民間売却を行うなど、施設の効率的な管理運営を進めます。

■サービス付高齢者向け住宅「あんしん」

区 分	内 容
施設の現況等	当施設は、町立病院の 3 階病棟を改修し、平成 28 年 12 月から供用開始された施設であり、単身用居室・2 名利用可能居室合わせて 16 室を提供しています。
個別基本方針 【存 続】	当施設は、高齢者が医療・介護の面で安心して暮らせる住まい、また、高齢者が健康的で活動的な生活を送れる地域づくりの拠点施設として、計画的な維持補修、効率的な管理運営を進めます。

(13) 公用施設

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	運営 方法	管理コスト (千円)	所在地域	所管課
1	役場庁舎	2,684	S46	50	RC	直営	18,951	本町10区	総務課
2	役場庁舎ボイラー棟	95	S46	50	RC	直営	96	本町10区	総務課
3	営繕棟	124	S46	50	W	直営	267	本町10区	総務課
4	公用車庫棟	129	S54	42	S	直営	2	本町10区	総務課
5	北町6区倉庫	105	S62	34	S	直営	4	北町6区	建設環境課
6	庁舎防災倉庫	80	H21	12	S	直営	1	本町10区	総務課
7	建設重機車庫棟	324	S45	51	S	直営	182	本町10区	建設環境課

※構造 RC：鉄筋コンクリート造 W：木造 S：鉄骨造

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

②各施設の現況と個別基本方針

■役場庁舎

区分	内容
個別基本方針 【複合化】	令和2年3月に策定した「役場庁舎整備基本計画」に基づき、新たな庁舎を現在の位置に建設することが決定いたしました。令和4年1月に実施設計が完了し、同年7月からは建設工事が着手される見込みです。 令和6年度の供用開始を目指しますが、建設後はメンテナンスや修繕・補修を定期的に進めながら、将来に渡るライフサイクルコストの抑制に努めてまいります。

(14) 用途廃止施設

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	運営 方法	管理コスト (千円)	所在地域	所管課
1	旧消防庁舎	454	S34	62	RC	直営	8	本町 5 区	総務課
2	旧葬斎場	257	S60	36	RC	直営	7,760	宮村 2 区	総務課
3	旧奈井江・浦臼町 学校給食センター	395	S60	36	S	直営	9	南町 2 区甲	総務課
4	旧消防庁舎（車庫）	163	S61	35	S	直営	1	本町 5 区	総務課
5	旧老人福祉寮「かおる荘」	262	S62	34	CB	直営	6	本町 10 区	総務課
6	旧ないえ温泉	2,754	H1	32	RC	直営	1,314	白山 3 区	総務課
7	旧農業構造改善センター	998	H1	32	RC	直営		白山 3 区	総務課
8	旧農産物加工実習室	51	S46	51	W	直営	154	本町 10 区	総務課
9	旧東町コミュニティ会館	204	H2	31	W	直営	18	東町 4 区	総務課
10	旧屋内体育センター	1,106	H4	29	S	直営	25	白山 3 区	総務課
11	旧向ヶ丘共同浴場	108	H5	28	W	直営	5	向ヶ丘	総務課

※構造 RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造 W：木造

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

②各施設の現況と個別基本方針

■旧消防庁舎

区 分	内 容
個別基本方針 【廃 止】	当施設は、平成 27 年 10 月の奈井江浦臼支署の新庁舎完成により、消防組合から町に移管されましたが、庁舎の老朽化が激しく再利用が困難であり、防犯等の観点から令和 5 年度に取り壊しを行います。また、当敷地は中心市街地に位置する立地条件の良い土地であることから、売却などを含めた利活用の検討を進めます。

■旧葬斎場

区 分	内 容
個別基本方針 【廃 止】	令和 2 年度末で廃止した施設ですが、今後再利用等の見込みがない場合は取り壊しを検討します。

■旧奈井江・浦臼町学校給食センター

区 分	内 容
個別基本方針 【用途変更】	当施設は、建設から 30 年以上が経過しているものの、躯体は比較的丈夫であり、一定の広さを有していることから、当面の間倉庫など他の用途での利用に供することとしますが、同時に新たな利活用の方策についても検討を進めます。

■旧消防庁舎（車庫）

区 分	内 容
個別基本方針 【廃 止】	当施設は、令和 4 年度に取り壊しを行います。

■旧老人福祉寮「かおる荘」

区 分	内 容
個別基本方針 【用途変更】 【廃 止】	当施設は、倉庫などの一時的な用途での活用を見込んでおりますが、民間への移譲や取り壊しも検討いたします。

■旧ないえ温泉

区 分	内 容
個別基本方針 【用途変更】	当施設は、令和 4 年 3 月に用途を廃止しました。当面は、譲渡により利活用を希望する民間事業者を募集します。

■旧農業構造改善センター

区 分	内 容
個別基本方針 【用途変更】	当施設は、令和 4 年 3 月に用途を廃止しました。当面は、譲渡により利活用を希望する民間事業者を募集します。

■旧農産物加工実習室

区 分	内 容
個別基本方針 【廃 止】	令和 4 年度から始まる役場庁舎建て替え工事に伴い、令和 4 年 3 月末で施設を廃止し、取り壊しを行います。

■旧東町コミュニティ会館

区 分	内 容
個別基本方針 【用途変更】 【廃 止】	当施設は、再配置等の予定もないことから新たな利活用方法と取り壊しの双方について検討を進めます。

■旧屋内体育センター

区 分	内 容
個別基本方針 【用途変更】	当施設は、令和 4 年 3 月に用途を廃止しました。当面は、譲渡により利活用を希望する民間事業者を募集します。

■旧向ヶ丘共同浴場

区 分	内 容
個別基本方針 【廃 止】	当施設の共同浴場としての利用は、平成 25 年 6 月に終了していますが、施設の状況、地域町民の意向等を踏まえて検討を行い、再利用ができない場合は、防犯対策や維持管理の負担軽減の観点から、早期に施設を解体します。

2. 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針

(1) 道路（町道・農道・林道）

道路については国・道との連携を図り、常時の交通量や災害時の対応、また、高齢者の増加等に対応するためのバリアフリー化や安全安心な歩行空間の確保など、新たな社会的要請に対応した施設の更新を行います。

日々の管理については、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに生かし、トータルコストの縮減を目指して予防保全型の管理に努めます。

①実延長一覧表

町道	1 級（幹線）	28,674 m
	2 級（幹線）	23,842 m
	その他	80,894 m
	計	133,410 m
農道		2,117 m
林道		17,047 m

※令和2年度末、橋梁延長含む

(2) 下水道

国の方針を確認しながら、奈井江町流域関連公共下水道事業計画に基づき、事業を実施していきます。

下水道管渠の修繕は、毎年実施した点検、修理データを元に計画的な修繕の実施に生かし、経営の健全化を図りながら、計画的かつ効率的な施設の維持管理を行います。

現在、本町の下水道普及率及び接続率は下記に示すとおりとなります。

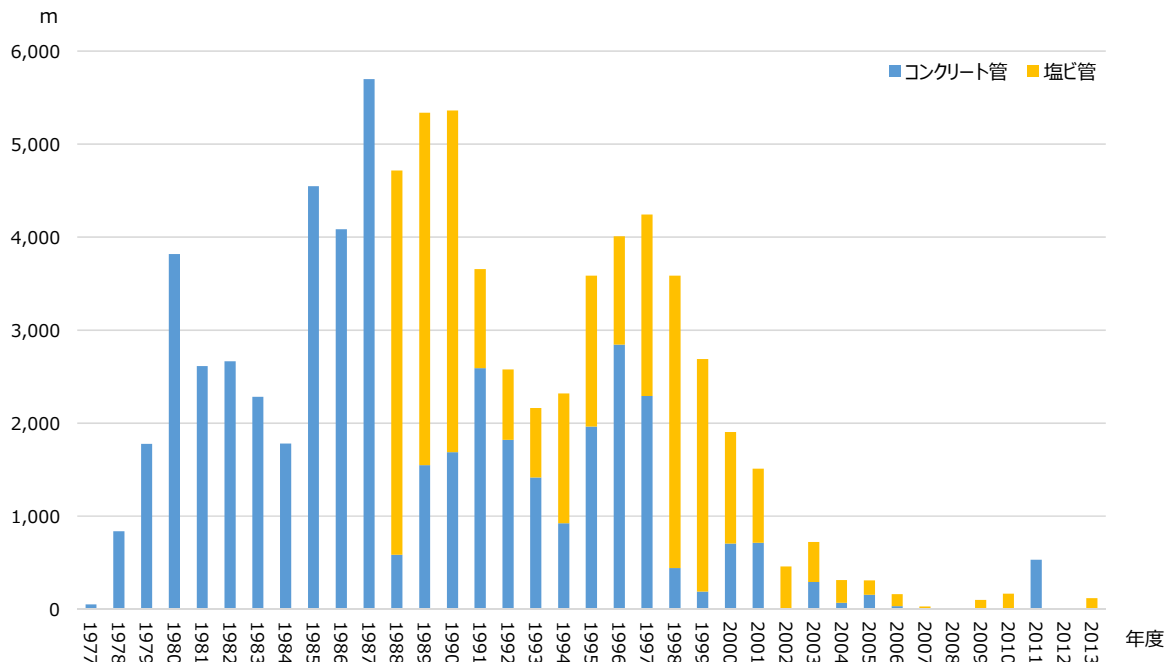
下水道普及率 88.8%

下水道接続率 95.6% (※令和2年度末)

①管径別延長一覧

	～250mm	251～ 500mm	501～ 1000mm	1001～ 2000mm	2001～ 3000mm	計
延長 (m)	51,752	8,492	10,730	6,369	3,390	80,733

②築年度別管種別整備状況(下水道)



(3) 橋梁

平成24年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画にのっとり、計画的な修繕により、コストの平準化と長寿命化を図ります。

既存の橋梁についても維持費が多く掛かる区間については、利用状況や他路線の配置なども踏まえて維持・修繕・耐震化等や今後の方針を示します。

点検、診断、措置、記録というメンテナンスサイクルを確立し、5年に一度の近接目視による定期点検のほかに、日常的な維持管理として、パトロールによる点検を検討していきます。また、損傷等が確認された場合は、緊急性に応じて、補修工事を適宜行うものとします。

①橋梁数一覧表

町道	延長15m以上	24 橋	認定外道路1橋含む
	延長15m未満	12 橋	
	計	36 橋	
農道	延長15m以上	0 橋	
林道	延長15m以上	1 橋	

※令和2年度末

(4) 河川・排水路

日々の管理については、トータルコストの縮減を目指して予防保全型の点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに生かしていきます。

①排水路一覧表

農業用排水路	5 水路	5,371 m
--------	------	---------

※令和2年度末

奈井江町 公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

令和 2 年 4 月 一部改訂

令和 3 年 3 月 一部改訂

令和 4 年 3 月 一部改訂

発 行：奈井江町

住 所：〒079-0392 北海道空知郡奈井江町字奈井江 11 番地

T E L：0125-65-2111（代表）

F A X：0125-65-2809